

# にのへ共通商品券 についてのお知らせ

協同組合二戸ポイントカード会では、この度「にのへ共通商品券」の販売を令和4年9月30日(金)をもって終了とさせていただきます。また、現在発行中の商品券のご利用は、令和4年12月31日(土)までで終了させていただきます。

「にのへ共通商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までに加盟店でご利用いただくか、払戻し期間内に以下の方法により払戻しの手続きを行っていただきますようお願いいたします。

**商品券販売終了日 令和4年 9月30日(金)**

**ご利用終了日 令和4年 12月31日(土)**

## ご利用終了及び払戻し対象となる商品券

### ●有効期限のあるもの(水色)



### ●有効期限のないもの(白地)



※資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づいた払戻し期間は下記のとおりとなります。払戻し期間内に申し出がない場合は、当該払戻しの手続きから除外(除外)されますのでご注意ください。

「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、下記の通り払戻しの手続きをいたします。

**払戻し期間 令和5年 1月4日(水)～3月31日(金) 午前9時～午後5時まで (土・日・祝日は除く)**

**払戻し方法** 払戻し対象となる商品券を協同組合二戸ポイントカード会へご持参いただき、当額面の金額を現金にて払戻しいたします。※額面1万円を超える場合は口座振り込みとさせていただきます。

お問い合わせ

協同組合二戸ポイントカード会  
〒028-6101 岩手県二戸市福岡字横丁24(二戸市商工会館内)

TEL 0195-22-1313  
FAX 0195-23-4363

裏面も  
ご覧下さい!